

(本文)

## 『第六次太宰府市総合計画』の策定に関する請願書

### 1 趣旨

太宰府市においては現状、太宰府市自治基本条例で定める総合計画等が存在しないため、太宰府市長に対して『第六次太宰府市総合計画』を策定することを請願する。

### 2 理由

太宰府市においては現状、『第五次太宰府市総合計画』(平成23年度～令和2年度)が完了しているにも関わらず、後継となる『第六次太宰府市総合計画』は未だに策定されていない。

総合計画とは本来、都市が目指す将来像を描き、その実現に向けた方向性や主要施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、市政運営における基本指針として全ての計画の最上位に位置づけられている重要な計画である。

平成23年5月2日に『地方自治法の一部を改正する法律』が公布されて、基本構想・基本計画・実施計画で構成された総合計画のうち、基本構想についての法的な策定義務がなくなったものの、太宰府市自治基本条例の第7章においては「市政運営の基本原則」として、「総合計画等」を明記している。そして、(総合計画等)第18条において「総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならない」ことを規定する。

たしかに太宰府市では『まち・ひと・しごと創生法』に基づき、令和2年度から令和6年度までの5カ年の目標や具体的な施策をまとめた『太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(まちづくりビジョン)(第2期)を策定している。

『まち・ひと・しごと創生法』は同法第10条において、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市

町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と明記している。

その一方で内閣府地方創生推進室が作成して、令和元年 12 月に発行した『地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年 12 月版）』においては、「地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません」「また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません」「これらの理由から、地方版総合戦略は、地方版総合戦略として策定することが必要です」と明示している。

つまり、地方版総合戦略についての法的な策定義務が発生するものの、総合計画には成り得ない存在である。このため、ほとんどの自治体においては、地方版総合戦略と別途に総合計画を策定しているのが現状である。

なお、『地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年 12 月版）』において「総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定すること」が可能となるケースとしては、「総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えている」という内容とする場合に限定している。

このため、「総合計画等と総合戦略を一つのもの」として運用するためには、総合計画の策定あるいは見直しにおいて、人口減少克服・地方創生という目的を明確にした上で数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど地方版総合戦略としての内容も備えた総合計画等としての策定あるいは見直しを行うことが求められている。

つまり、『太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（まちづくりビジョン）（第 2 期）は、あくまでも地方版総合戦略であって、太宰府市自治基本条例の第 7 章に明記された「市政運営の基本原則」とする「総合計画等」ではないのである。

そして、太宰府市における現状として、『第六次太宰府市総合計画』を未だに策定していない事態自体が、太宰府市自治基本条例に違反した深刻な状態になっている。

このような事態の解決に向けて、太宰府市自治基本条例に基づいて『第六次太宰府市総合計画』を策定することを太宰府市長に対して求めることを請願する。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和 4 年 5 月 30 日

太宰府市議会議長 殿